

# 墓地（納骨堂）管理者の任務

## 1. 応諾の義務

正当な理由がなければ、埋葬（墓地）、埋蔵（墓地）、収蔵（納骨堂）の求めを、拒んではならない。（法第13条関係）

※埋葬：土葬（死体を土中に葬る）のこと

埋蔵：焼骨を墓地に入れること

収蔵：焼骨を納骨堂に入れること

## 2. 許可証のない埋葬の禁止

埋葬許可証を受理しないで、埋葬（墓地）をさせてはならない。

改葬許可証を受理しないで、焼骨の埋蔵（墓地）・収蔵（納骨堂）をさせてはならない。

火葬許可証を受理しないで、焼骨の埋蔵（墓地）・収蔵（納骨堂）をさせてはならない。

（法第14条関係）

## 3. 閲覧の義務

墓地又は納骨堂の、図面、帳簿等を備えなければならない。また、関係者からの図面、帳簿等の閲覧請求を拒んではならない。（法第15条関係）

図面…墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面

納骨堂の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面（施行規則第6条関係）

帳簿…墓籍、納骨簿、墓地等の経営に関する書類等（施行規則第7条関係）

## 4. 許可証保存

埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を、最低5年間保存しなければならない。

（法第16条関係）

## 5. 報告

毎月5日までに、その前月中の埋葬の状況を、墓地所在地の市町長に報告しなければならない。（法第17条関係）

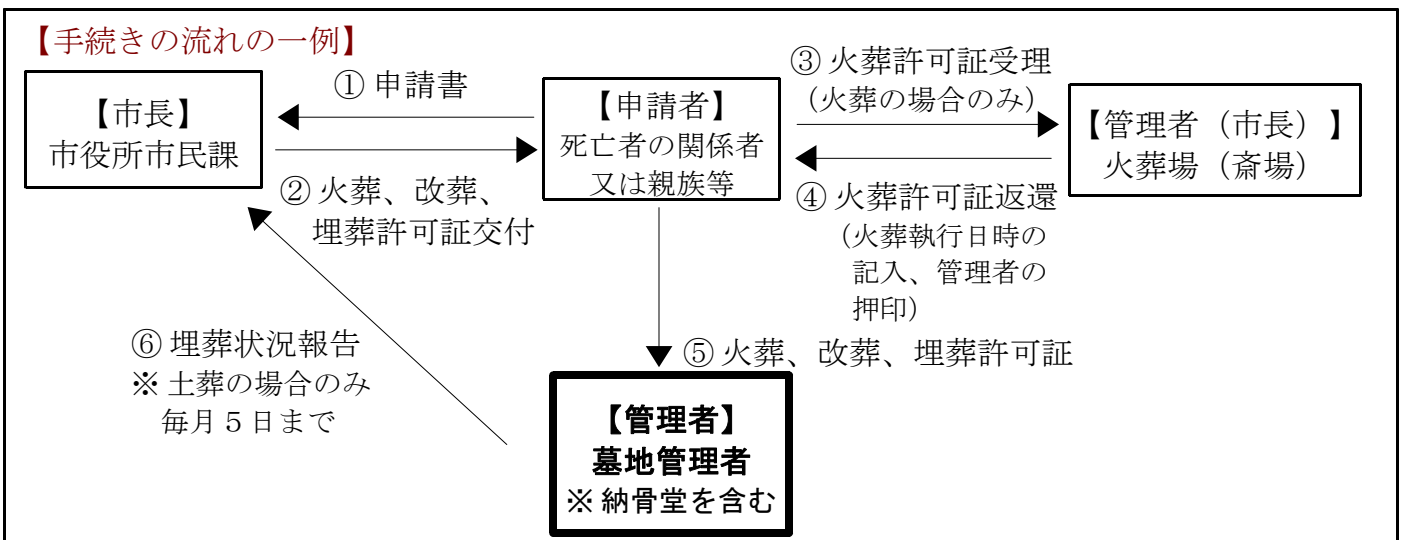
※「埋葬状況報告書」に記入して報告すること。該当がない場合は報告不要。

## 6. 証明書の発行

焼骨を分骨し、他の墓地に埋蔵・他の納骨堂に収蔵しようとする者から請求があった時は、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証明する書類を交付しなければならない。

（施行規則第5条関係）

※改葬等の手続のため、市から墓地等使用者に対し管理者の氏名と住所を伝えることがあります。



## ○墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

## ○墓地、埋葬等に関する法律施行規則（抜粋）

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 墓地使用者等の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日

三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 火葬を求めた者の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日